

犯罪被害者等支援に係る連携体制

○大分県犯罪被害者等支援条例第9条

県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

県

広域自治体として、専門的・広域的な支援を実施

【施策】

- | | |
|---------------|---------------|
| ・公営住宅室 | 居住の安定 |
| ・雇用労働室 | 雇用の安定 |
| ・障害福祉課 | 精神的ケア |
| ・こども・家庭支援課 | 児童虐待、被害少年対応 |
| ・県民生活・男女共同参画課 | 広報啓発・研修実施(総務) |
| | 性暴力・DV対策等(参画) |
| ・教育委員会 | 小・中・高校での対応 等 |

【大分県犯罪被害者等支援対策庁内連絡会議】

- (事務局:県民生活・男女共同参画課)
・犯罪被害者等支援推進指針の進行管理等

警察(本部)

【施策】

- ・指定被害者支援要員制度
- ・公費負担制度(診断書料等)
- ・再被害防止措置
- ・被害者連絡制度
- ・犯罪被害給付制度 等

【大分県被害者等支援連絡協議会】

- (事務局:警務部広報課)
・総合的な施策の企画・効果的推進

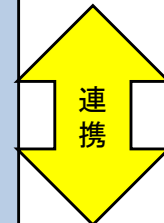
【警察署単位の被害者等支援連絡協議会】

- ・実例に沿った事例検討会



◎各支援機関の連携 【大分県犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議】

- (事務局:県民生活・男女共同参画課)
・各支援関係機関が実施する支援内容や課題・成功事例等を共有
・被害者等の声を反映した支援施策の策定・実施を検討
・日常時の支援機関からの相談に対応するため、**支援コーディネーターを設置**

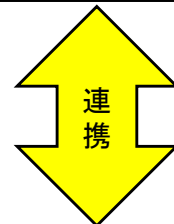


(公社)大分被害者支援センター

【事業】

- ・相談(電話、面接)
- ・直接支援(警察・裁判所・病院等への付き添い)
- ・弁護士相談、心理相談(無料)
- ・広報・啓発活動
- ・自助グループ支援

他に、県弁護士会、県医師会等との連携



市町村

基礎自治体として、住民に身近な支援を実施

【施策】

- ・保健:健康管理、国保高額療養費支給
- ・住居:公営住宅の優先入居等
- ・福祉:生活保護、障がい者自立支援
- ・雇用:就労支援
- ・教育:被害児童支援
- ・総合的対応窓口
- ・見舞金制度の実施 等

